

## 自転車王国とくしまデジタルマップ作成業務企画提案募集要項

### 1. 業務概要

#### (1) 業務の目的

「ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催」や「大鳴門橋自転車道の開通」などを見据え、サイクリストが安全・安心かつ快適にサイクルツーリズムを楽しむことができるよう、自転車王国とくしま公式コース等及び令和7年度に調査を行った徳島県東部圏域の地域資源（観光施設、ビュースポット、休憩施設等）を反映したデジタルマップを作成することとし、これを企画及び運営する民間事業者（以下「事業者」をいう。）の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

#### (2) 委託業務名

自転車王国とくしまデジタルマップ作成業務

#### (3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

#### (5) 委託料上限額

金2,500,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

### 2. 委託契約の方法

#### (1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

#### (2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

### 3. 参加資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

#### 4. 参加方法について

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号） 1部

イ 企画提案書（任意様式） 5部

企画提案書には、次の内容を記載し、「A4サイズ」で「表紙を除いて20ページ以内」とすること。

- ① 業務全体の実施方針
- ② デジタルマップの「利用方法」に係る「利用者の高い利便性等」を確保するための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」
- ③ デジタルマップの「必要な機能」に係る「利用者の高い視認性・操作性等」を確保するための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」
- ④ デジタルマップの画面イメージ
- ⑤ デジタルマップの「登録方法等」に係る「提供者(徳島県)の高い利便性・経済性等（登録等に必要経費等）」を確保するための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」
- ⑥ デジタルマップの「サーバー環境等」に係る「システムの高い安全性」を確保するための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」
- ⑦ 予算内で実施可能な「利用者の利便性向上・県内周遊促進につながる機能」や「ユーザーデータの確認・分析・活用機能等」の拡張機能に係る「デジタルマップの価値を高める」ための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」
- ⑧ デジタルマップの「保守管理（サーバー監視、障害対応、機能改善、問い合わせ受付可能時間等）」に係る「安定的かつ持続可能な運用」のための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」
- ⑨ 次年度以降の「システム維持管理費（ランニングコスト）」の「概算と内訳」
- ⑩ 業務の実施体制・スケジュール

ウ 見積書（任意様式） 5部

※ 委託業務に係る消費税額は10%とする。

エ その他の添付書類

- ① 過去の類似業務の実績（任意様式） 5部
- ② 法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しも可）。  
法人格を有しない場合は、これに類するもの 1部
- ③ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部

##### (2) 提出期限

ア 令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）

イ、ウ、エ 令和8年10月7日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着）により提出すること。

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）に提出すること。

※ 郵送の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

徳島県観光スポーツ文化部観光スポーツ文化政策課自転車交流担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電子メール：kankousportsbunkaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

電話：088-621-2146

5. 企画提案書を選定するための評価方法等

(1) 評価方法

徳島県観光スポーツ文化部内に設置する選定委員会において、提出された企画提案書等及び参加者による企画提案のプレゼンテーションを(2)の評価基準により総合的に評価し、総合点が最も高い参加者を委託候補者に選定する

なお、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。また、審査の結果、適切な事業者がいらない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

プレゼンテーションは、以下により行う。

ア プレゼンテーション実施日

令和8年10月16日（金）を予定（詳細時間は別途通知）

イ プレゼンテーションの所要時間

1者あたり25分以内を予定（説明15分以内、質疑10分以内、変更の場合あり）

ウ 注意事項

- ・ 各応募者のプレゼンテーション開始時刻及び実施場所は後日通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
- ・ プレゼンテーション出席者の所属・職・氏名をプレゼンテーション実施の2日前までにメールで報告すること。なお、出席者は最大3人までとする。
- ・ やむを得ない場合を除き、プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、評価対象としない。
- ・ 選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や意義は受け付けない。
- ・ プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。ただし、PCやスマートフォン等を用いたデジタルマップのデモンストレーションは除く。
- ・ デジタルマップのデモンストレーションは、説明時間15分の中で行うこと。
- ・ HDMIケーブル入力に対応したモニターは、徳島県が準備し、PCやスマートフォン、接続ケーブル等は、参加者が準備すること。
- ・ 提案書の提出者が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。
- ・ プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。

(2) 評価基準

審査にあたっては、以下の「評価基準」により、総合的に評価し、最優秀者提案者（及び次点者）を選定する。最優秀提案者は、特段の理由がない限り契約候補者に決定する。

| 評価項目              | 評価内容                                                                                                                         | 配 点 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 業務の理解度<br>総合的な企画力 | ・「業務全体の実施方針」について、サイクリストが「安全・安心かつ快適」に「県内のサイクルツーリズムを楽しむ」ことが期待できる提案となっているか。                                                     | 10  |
| 利用方法              | ・デジタルマップの「利用方法」について、「利用者の高い利便性等」を確保するための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」が提案されているか。                                                         | 10  |
| 必要な機能             | ・デジタルマップの「必要な機能」について、「利用者の高い視認性・操作性等」を確保するための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」が提案されているか。                                                    | 10  |
| 登録方法等             | ・デジタルマップの「登録方法等」について、「提供者（徳島県）の高い利便性・経済性等（登録等に必要な経費等）」を確保するための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」が提案されているか。                                   | 10  |
| サーバー環境等           | ・デジタルマップの「サーバー環境等」について、「システムの高い安全性」を確保するための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」が提案されているか。                                                      | 10  |
| その他拡張機能<br>（自由提案） | ・予算内で実施可能な「利用者の利便性向上・県内周遊促進につながる機能」や「ユーザーデータの確認・分析・活用機能等」の拡張機能について、「デジタルマップの価値を高める」ための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」が提案されているか。           | 10  |
| 保守管理<br>ランニングコスト  | ・デジタルマップの「保守管理（サーバー監視、障害対応、機能改善、問い合わせ受付可能時間等）」について、「安定的かつ持続可能な運用」のための「考え方及び具体的かつ効果的な内容」が提案されているか。<br>・来年度以降のランニングコストが妥当であるか。 | 10  |
| 提案内容の実現性          | ・業務遂行に十分な実施体制となっているか。<br>・実施スケジュールは実現可能なものであるか。                                                                              | 5   |
| 経 費               | ・全評価対象者の最低見積額／評価対象者の見積額×配点                                                                                                   | 20  |
| 過去の実績等            | ・類似業務（デジタルマップ作成）の実施実績の内容                                                                                                     | 5   |
| 合 計               |                                                                                                                              | 100 |

（３）提案者が１者であった場合の取り扱い

提案者が１者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均６０％以上の得点（６０点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

（４）評価結果

評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を徳島県ホームページにて公表する。

(5) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ア 3. に記載する参加資格を満たさない者
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 2案以上の企画提案をした場合
- エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

6. 提出書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年9月16日（水）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質問書（様式第2号）により行うものとし、4. の（4）に示す提出先まで電子メールにより送付するものとする。

なお、口頭での質問は受け付けない。

また、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

(4) 質問に関する回答

電子メールにより回答し、随時、徳島県のホームページに掲載する。

7. 日 程

令和8年9月 7日（月） 募集開始

令和8年9月16日（水） 質問書の提出締切り

令和8年9月25日（金） 参加申込書の提出締切り

令和8年10月7日（水） 企画提案書、見積書、その他の添付書類の提出締切り

令和8年10月16日（金） 委託候補者選定委員会実施（参加者プレゼンテーション）

令和8年10月中・下旬予定 選定結果通知・契約締結

8. 契約に関する事項について

最優秀提案者は、徳島県観光スポーツ文化部観光スポーツ文化政策課長（以下、「観光スポーツ文化政策課長」という。）から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。

ただし、最優秀提案者であっても、契約条件が調整できない場合には、契約しないことがある。

なお、企画提案書は、あくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するためのものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結することとし、選定委員会から出た意見について、業務内容に反映させることがある。

9. 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

また、成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）、その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前から保有する着物、オープンソースソフトウェア、地図データ、クラウドサービス及び第三者が権利を有する素材についてはこの限りではない。

#### 10. その他の留意事項について

- (1) 企画提案書の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、観光スポーツ文化政策課長の了解を得ないで公表または使用してはならない。